

平成30年度 社会福祉法人十日町福祉会
喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）募集要項

1 目的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）附則第4条に基づく研修（第一号研修・第二号研修）を実施し、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員等を養成します。

2 実施主体

社会福祉法人十日町福祉会とします。

3 対象者

次の(1)～(4)の受講要件を全て満たす方とします。

- (1) 県内の高齢者・障害者の施設・事業所等に勤務している介護職員等であること。
- (2) 研修の全課程を、確実に受講できること。
- (3) 所属施設・事業所に、たん吸引等が必要な利用者がいること。（居宅系サービスの場合は、連携する訪問看護事業所にたん吸引等が必要な利用者がいること。）
- (4) 次の基準を満たす実地研修機関（原則として受講者が所属する施設・事業所又は利用者宅）において、実地研修を行うことができること。

※ 実地研修機関選定基準

ア 国又は県の指導者講習を修了し、実地研修を指導することのできる医師又は看護職員（看護師、保健師及び助産師）との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

イ 当該管理体制の下、次の条件が担保されること。

- ・書面による医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
- ・利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「実地研修協力者」という。）に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修への協力について書面による同意承認を受けることができること。
- ・事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置及び事故対応等に係る記録及び保存等を含む。）について、体制を整備することができること。
- ・実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規程を整備することができること。

ウ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。

4 研修内容

基本研修（講義・演習）の研修カリキュラムは、別表1及び別表2のとおりです。実地研修の研修カリキュラムは、別表3のとおりです。

基本研修（講義）の全てを受講した方に対して、筆記試験を実施し知識の定着の確認を行います。筆記試験の総正解率が9割以上の方を合格とします。不合格となった方のうち総正解率7割以上の方に対しては、別日に1回のみ再試験を行うこととします。

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施により技能の修得の確認を行います。

5 研修会場及び日程

基本研修（講義・演習）・筆記試験の会場及び日程は下記のとおりです。

実地研修は実地研修機関（原則として受講者の所属施設等）において、委託契約の締結後から平成31年6月30日までに実施して頂きます。

【会 場】 社会福祉法人十日町福祉会 法人事務局会議室 特別養護老人ホーム三好園 会議室 (十日町市下条3丁目485番地1)			
研修予定		月 日	時 間
講 義	1日目	10月30日(火)	9:00~16:05
	2日目	11月 1日(木)	9:00~17:45
	3日目	11月 6日(火)	9:00~17:10
	4日目	11月 8日(木)	9:00~15:05
	5日目	11月13日(火)	9:00~17:15
	6日目	11月15日(木)	9:00~16:40
	7日目	11月20日(火)	9:00~14:35
	8日目	11月22日(木)	9:00~17:10
筆記試験		11月27日(火)	9:00~10:30
再試験日		11月29日(木)	
演 習	いずれか 1日	12月 4日(火)	9:00~18:00
		12月 5日(水)	9:00~18:00
		12月 6日(木)	9:00~18:00
		12月 7日(金)	9:00~18:00

6 受講定員

20名

7 受講料

受講料（講義・演習）は70,000円とします。なお、下記の研修の一部免除を受けられる方は、減額されます。

研修の一部免除に該当する受講者の受講料は別表4のとおりとします。実地研修に係る費用は受講者の所属する施設負担とします。

【受講料内訳】

講義・演習・筆記試験	60,440円	その他	9,560円
講義 1時間	900円	テキスト代	2,160円
演習 1行為	2,400円	損害賠償保険料	2,000円
筆記試験	2,040円	事務手数料	5,400円

8 研修の一部免除

次の研修を修了した者は、喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の一部を履修したものと取り扱うこととする。対象となる研修及び履修免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した方

（履修免除の範囲）基本研修

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実施研修を含む）の科目を履修した方

（履修免除の範囲）基本研修及び実地研修

(3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した方

（履修免除の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

(4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した方

（履修免除の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

(5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した方

（履修免除の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した方に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

9 募集期間

平成30年9月1日（土）から平成30年9月30日（日）まで

10 申込書類

- ・受講申込書
- ・推薦状、推薦状別紙
- ・研修の一部免除者は、修了証書等の写し
- ・返信用封筒（82円切手貼付）

11 申し込み方法

上記の書類を施設・事業所ごとにとりまとめ、下記窓口まで郵送もしくはご持参ください。

住 所	〒948-0144 新潟県十日町市水口沢99番地 社会福祉法人十日町福祉会 喀痰吸引等研修係
受付時間	8時30分から17時30分まで

12 選考方法

定員を超える申し込みがあった場合は、次の選考基準に基づき、受講者を選定します。

- ・同じ施設（事業所）からの申込者は原則1名とします。
- ・喀痰吸引及び経管栄養の利用者の多い施設からの申込者を優先とします。

13 選考結果の通知とその後の手続き

申込者には、受講決定もしくは不決定の通知を郵便により送付します。

受講決定通知には「受講のてびき」を同封します。てびきに従って受講料を銀行振り込みにより入金ください。振込時の控えを領収書に代えるものとします。

14 個人情報の取り扱い

申込者の個人情報は、この研修の目的以外では使用しません。

【お問合せ】社会福祉法人十日町福祉会

総務部企画課

〒948-0144 十日町市水口沢 99 番地

☎ 025-761-7340

[別表1] 基本研修（講義）カリキュラム

大項目	中項目	時間
1 人間と社会	(1) 介護職員と医療的ケア	0.5
	(2) 介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1
2 保健医療制度とチーム医療	(1) 保健医療に関する制度	1
	(2) 医療的行為に関係する法律	0.5
	(3) チーム医療と介護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活	(1) 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2
	(2) 救急蘇生法	2
4 清潔保持と感染予防	(1) 感染予防	0.5
	(2) 職員の感染予防	0.5
	(3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	(4) 滅菌と消毒	1
5 健康状態の把握	(1) 身体・精神の健康	1
	(2) 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
	(3) 急変状態について	0.5
6 高齢者および障害児・者の 喀痰吸引概論	(1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	(2) いつもと違う呼吸状態	1
	(3) 喀痰吸引とは	1
	(4) 人工呼吸器と吸引	2
	(5) こどもの吸引について	1
	(6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	(7) 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1
	(8) 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1
	(9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2
7 高齢者および障害児・者の 喀痰吸引実施手順解説	(1) 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1
	(2) 吸引の技術と留意点	5
	(3) 喀痰吸引にともなうケア	1
	(4) 報告および記録	1
8 高齢者および障害児・者の 経管栄養概論	(1) 消化器のしくみとはたらき	1.5
	(2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1
	(3) 経管栄養とは	1
	(4) 注入する内容に関する知識	1
	(5) 経管栄養実施上の留意点	1
	(6) こどもの経管栄養について	1
	(7) 経管栄養に関係する感染と予防	1
	(8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	(9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1
	(10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1
9 高齢者および障害児・者の 経管栄養実施手順解説	(1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1
	(2) 経管栄養の技術と留意点	5
	(3) 経管栄養に必要なケア	1
	(4) 報告及び記録	1
	合計時間	50.0

[別表2] 基本研修（演習）カリキュラム

行 為		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5 回以上
	鼻腔内吸引	5 回以上
	気管カニューレ内部	5 回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5 回以上
	経鼻経管栄養	5 回以上
救急蘇生法		1回以上

[別表3] 実地研修カリキュラム

○ 第一号研修

喀痰吸引及び経管栄養のすべて

行 為	実施回数
口腔内のたんの吸引	10 回以上
鼻腔内のたんの吸引	20 回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

○ 第二号研修

各喀痰吸引等行為の個別研修

行 為	実施回数
口腔内のたんの吸引	10 回以上
鼻腔内のたんの吸引	20 回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

[別表4] 受講料一覧

一部免除 内 訳	喀痰吸引関連研修	喀痰吸引等研修	特別養護老人ホームに おける14時間研修	介護福祉士実務者研修「医療的ケア」	
	未受講者	基本研修修了者	修了者	通信課程による修了者	実施手順解説の科目をスク ーリングで受けた修了者
受講料	¥60,840	—	¥58,440	¥14,400	—
テキスト代	¥2,160	¥2,160	¥2,160	¥2,160	¥2,160
事務処理料	¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥5,000
損害賠償保険料	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000
合 計	¥70,000	¥9,160	¥67,600	¥23,560	¥9,160

※科目の免除については、「8 研修の一部免除」を参照ください。

※当研修の使用テキストと同品を所持している場合、テキスト代は徴収しません。申込時にお知らせください。

※受講料は受講決定後の所定の期日までに銀行振り込みにより徴収します。(振込手数料は受講者負担とします。)

※振込時の控えを領収書に代えるものとします。

[別表5] 免除科目一覧

	科目・行為	時間 回数	喀痰吸引等研修		14H研修	実務者研修	
			未受講者	基本研修修了者	修了者	通信	通学
基本 研修 (講義)	1 人間と社会	1.5H	○	免除	○	免除	免除
	2 保健医療制度とチーム医療	2H	○	免除	○	免除	免除
	3 安全な療養生活	4H	○	免除	○	免除	免除
	4 清潔保持と感染予防	2.5H	○	免除	○	免除	免除
	5 健康状態の把握	3H	○	免除	○	免除	免除
	6 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	11H	○	免除	○	免除	免除
	7 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説	8H	○	免除	○	○	免除
	8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10H	○	免除	○	免除	免除
	9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8H	○	免除	○	○	免除
基本 研修 (演習)	たんの 吸引	口腔内吸引	5回以上	○	免除	免除	免除
		鼻腔内吸引	5回以上	○	免除	○	免除
		気管カニューレ内部	5回以上	○	免除	○	免除
	経管 栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上	○	免除	○	免除
		経鼻経管栄養	5回以上	○	免除	○	免除
	救急蘇生法	1回以上	○	免除	○	免除	
※ 実地 研修	口腔内のたんの吸引	10回以上	○	○	免除	○	○
	鼻腔内のたんの吸引	20回以上	○	○	○	○	○
	気管カニューレ内部のたんの吸引	20回以上	○	○	○	○	○
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上	○	○	○	○	○
	経鼻経管栄養	20回以上	○	○	○	○	○

○の科目が受講科目です。

※ 第一号研修の実地研修は、全喀痰吸引等行為の研修となります。

第二号研修の実地研修は、各喀痰吸引等行為の個別研修となります。